

別紙Ⅲ オーガニック産地育成事業

第1 事業の内容

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進する拠点的な産地（以下「実践拠点」という。）を育成するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業は、以下の（１）に掲げる支援の種類を設けるとともに、支援する取組の内容は（２）に掲げるものとする。なお、本事業の実施主体は、（１）ア又は（１）イの（ア）若しくは（１）イの（イ）のうちいずれか１つの支援の種類を選択し、それぞれ第３の補助要件、第４の成果目標等に即して実施するものとする。

（１）支援の種類

ア 販路確保型

新たに有機農業に取り組む農業者が現に存在し、今後も増加が見込まれるものの、このような農業者だけでは十分な販路確保が難しい地域において、地方自治体や関係者と連携し、栽培技術や経営力の向上に向けた取組や新たな販路の確保に向けた取組を実施することで、新たに有機農業に取り組む農業者をより多く受け入れられる拠点的な産地を育成するものとする。

イ 供給拡大型

国内外の市場ニーズに応じた有機農産物の安定供給体制構築に向け、以下の２タイプの拠点的な産地を育成するものとする。

（ア）生産主導タイプ

既に一定量の有機農産物等が生産されている地域や団体が、主体的に取組面積拡大や作業効率化等により生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（イ）実需ニーズ対応タイプ

高い需要があるものの、国内での生産が十分でなく、国産品の調達が難しい品目（輸入割合が高い有機果実、有機大豆、有機小麦等）について、実需者から新規作付け、増産、品質向上等が必要となる調達希望（ニーズ）が産地に提示されており、当該ニーズに有機農産物等の生産地域や団体が対応し生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（２）取組内容

ア 事業推進に関する検討

複数の有機農業者を始め、必要に応じ近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりの推進に向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について調整・検討を行う。

イ 栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、新たに有機農業に取り組む農業者の技術力や経営力

の向上に資するよう留意するものとする。

(ア) 研修ほ場の設置等

実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置、及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、有機農業への新規就農者及び転換者に技術や経営等に関する指導を行う者とする。以下同じ。）や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

(イ) 新たな栽培技術の実証等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質、生産性、環境負荷等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、農業機械のリース、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

(ウ) 労働時間や生産コストの分析等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、農業機械のリース導入や新たな栽培技術の導入等による、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による講習会等の開催

(エ) 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成

(オ) 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(カ) 経営力向上・表示制度に係る研修会等

実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催

(キ) 新たに有機農業に取り組む農業者の土づくり技術実証

新たに有機農業に取り組む農業者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証

(ク) 成果報告会等

上記（ア）から（キ）までの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

ウ 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の販路開拓・拡大に資するよう留意するものとする。

(ア) 販売戦略等に係る意見交換会等

地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産

物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催

(イ) 生産・出荷効率化に係る講習会等

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催

(ウ) 生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付時期等の調整並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(エ) 需要調査

実需者の意向把握調査（店舗調査を含む。）や需要量の調査

(オ) 展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に係る場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

(カ) 加工品の試作開発

販路開拓に必要となる加工品の試作開発や食品加工機械のリース

(キ) 学校給食等での利用拡大

協議会に参画する地方自治体管内の学校給食等で利用する有機農産物等の栽培計画、集荷方法、納品規格等に関する調整・検討やマニュアルの作成、農産物の調理品又は加工品の試作、実践拠点における有機農業の取組及び有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

第3 補助要件

(1) 販路確保型の要件

ア 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(ア) 協議会であって、その構成員に以下のaからcまでの者が全て参画していること。

a 有機農業の取組拡大を検討・計画している地方自治体の職員。

b 原則として5名以上の有機農業者とし、その中に熟練有機農業者を1名以上、新たに有機農業に取り組む農業者（新規就農者又は転換者）を1名以上含むものとする。ただし、法人や団体等（以下「団体等」という。）を構成員に含む場合、当該団体等に属するこれらの者の数を個別に計上することができる。

また、事業開始後にやむを得ず上記の要件を満たなくなった場合は、新たに有機農業に取り組む農業者を募ること等により、要件を満たすように努めるものとする。

c 上記a及びbの他、近隣の農業者、各種団体関係者、生産された有機農産物

等に関わる事業者や実需者、給食関係者、イベント関係者等のうちいずれかの者。

イ 補助要件

(ア) 第2(2)の取組内容のうちアの事業推進に関する検討は、必ず実施すること。

(イ) 第2(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組を行う場合は、イ(ア)から(ク)までの中から2項目以上を、ウの安定供給体制構築のための取組を行う場合は、ウ(ア)から(キ)までの中から2項目以上を選択し、一体的に実施すること。

ただし、みどりの食料システム推進交付金の各事業と連携した取組を計画・実施している場合には、同交付金の事業において取り組む項目と併せ上記要件を満たすこと。

(ウ) 第2(2)の取組内容のうちイ(オ)の栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証、及びウ(ウ)の生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証は、支援対象としない。

(エ) 第2(2)の取組内容のうちイ(イ)の新たな栽培技術の実証等及び(ウ)の労働時間や生産コストの分析等における農業機械のリース、並びにウ(カ)の加工品の試作開発における食品加工機械のリースは、支援対象としない。

(2) 供給拡大型の要件

ア 生産主導タイプの要件

(ア) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

a 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。

b 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。

c 中小企業又は小規模事業者であること。（ただし、以下のaからcまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。）（a）発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

（b）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者

（c）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

d 協議会の場合は、構成員に（1）ア（ア）のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

イ 実需ニーズ対応タイプの要件

(ア) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、か

つ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

a 実需者から新規作付け、増産、品質向上が必要となる以下の内容を含む具体的な有機農産物の調達希望（ニーズ）を受けていること。

（a）品目

（b）品種、規格、品質等

（c）数量

b 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。

c 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。

d 中小企業又は小規模事業者であること。（ただし、以下の（a）から（c）までのいずれかに該当する中小企業者は除く。）

（a）発行済株式の総数又は出資価格の総額の1／2以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（b）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2／3以上を大企業が所有している中小企業者

（c）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1／2以上を占めている中小企業者

e 協議会の場合は、構成員に（1）ア（ア）のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

（3）個別の取組項目の実施要件

本事業の第2（2）に定める取組項目の実施に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 第2（2）の取組内容のうちイ（キ）の新たに有機農業に取り組む農業者の土づくり技術実証を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

（ア）実証を行う場所は、事業実施主体が必要と認めた、新たに有機農業に取り組む農業者の経営するほ場に限定するとともに、新たに有機農業に取り組む農業者は、熟練有機農業者や学識経験者、有機農業指導員等による技術指導を受けるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組までとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業及び同種の国の事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同じの者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

（イ）ほ場で利用する堆肥等は、有機 JAS 規格別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布に係る経費を含む。）を補助対象とする。

イ 第2（2）の取組内容のうちイ（エ）の栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成、ウ（ア）の販売戦略等に係る意見交換会等及び（エ）の需要調査の取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は、補助対象外とする。

ウ 農業機械又は食品加工機械をリース導入する場合の基準は、次のとおりとする。

る。

(ア) リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において農業者又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

(イ) 農業機械及び食品加工機械の範囲

農業機械の範囲は、有機農産物の生産・出荷拡大に必要なものとし、食品加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。

ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

- a 農業機械のうち、トラクター、田植機（紙マルチ田植機を除く。）、田植装置を有する栽培管理ビークル、自脱型コンバイン等汎用性の高いもの
- b 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて 50 万円未満のもの。
- c 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

(ウ) 機械の利用条件

- a 有機農産物の生産・出荷量、有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。
- b (ア) に定める利用者が共同利用するものであること。

(エ) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の 2 者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- a 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
- b リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。
- c リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
- d 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。
- e リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。
- f スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等をリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

エ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日まで

での日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2
以内

b リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2 以内

(4) その他の要件

ア 本事業の事業実施主体は、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）を確認の上、同規範別のチェックシート（農業 事業者団体向け）を有機農業推進総合対策事業交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3651 号農林水産事務次官依命通知）第 17 に定める実績報告（以下「実績報告」という。）の期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）宛てに提出するものとする。

イ 農業生産工程管理（GAP）の導入

事業実施主体は、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年 4 月 21 日付け 22 生産第 479 号農林水産省生産局長通知）に沿った農業生産工程管理をより多くの農業者が導入するよう努めるものとする。

ウ 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

本事業の事業実施主体及び事業の受益者は、経営の安定を図るため、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めること。

エ 次の取組は、補助対象としない。

(ア) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了している取組

(イ) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

(ウ) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(エ) 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

(オ) その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費

(カ) 特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる P R 活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組

(キ) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

(5) 補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

- イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合
- ウ 事業により導入した機械について事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断した場合
- エ 事業により導入した機械のリース契約を解約した場合

第4 成果目標の設定

本事業の成果目標は、支援の種類ごとに以下のとおりとし、目標年度は令和8年度とする。

なお、国際水準の有機農業について、農業者又は取組面積として算定するものは、①有機 JAS 認証を取得している、②国際水準の有機農業が行われていることを、地方自治体又は民間企業又は団体等の制度若しくは仕組みで確認されている又は③有機農業指導員等により確認されているものとする。

(1) 販路確保型

成果目標は、以下のア及びイの両方とする。また、以下のウ及びエは成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

ア 有機農業への新規就農者及び転換者の合計人数

事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上増加

イ 新たに有機 JAS 認証を取得した農業者数

事業実施年度の前年度の有機 JAS 認証取得農業者数の10%以上増加

(前年度の有機 JAS 認証取得農業者がゼロの場合は、事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上とする。)

ウ 国際水準の有機農業の取組面積

エ 有機農産物等の出荷量

(2) 供給拡大型

成果目標は、以下のアからウまでのいずれかを選択するものとする。なお、成果目標に選択しなかった2つの指標は、成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

(前年度の有機 JAS 認証を取得した取組面積や農産物がゼロの場合は、それぞれ事業実施年度の前年度の国際水準の有機農業の取組面積、有機農産物等の出荷量の10%以上とする。)

ア 有機 JAS 認証を取得した取組面積

事業実施年度の前年度から10%以上増加

イ 有機 JAS 認証を取得した農産物のお荷量

事業実施年度の前年度から10%以上増加

ウ 有機 JAS 認証を取得した農産物の販売額

事業実施年度の前年度から10%以上増加

第5 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 販路確保型

ア 有機農業の取組の波及性

- (ア) 協議会の構成員に有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の市町村が含まれているか、又は複数の市町村が含まれているか。
- (イ) 協議会の構成員に都道府県又は複数の市町村を管轄する都道府県関連機関や農業団体等が含まれているか。
- (ウ) 協議会の構成員に新たに有機農業に取り組む農業者が2名以上含まれているか。
- (エ) 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれているか。
- (オ) 第2(2)の取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

- (ア) 第2(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。
- (イ) 第2(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に3つ以上取り組んでいるか。
- (ウ) 第2(2)の取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に3つ以上取り組んでいるか。
- (エ) 2つの成果目標の増加割合がいずれも15%以上であるか。
- (オ) 第2(2)の取組内容のうちイ(カ)の経営力向上・表示制度に係る研修会等のうち、有機JAS認証制度の理解増進に資する研修会を開催する計画となっているか。

(2) 供給拡大型

ア 有機農業の取組の波及性

- (ア) 事業実施主体の代表者又は役員等に、農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）が含まれているか。
- (イ) 事業実施主体に新たに有機農業に取り組む農業者が1名以上含まれているか。
- (ウ) 事業実施主体に市町村、都道府県、関連機関や農業団体等が含まれているか。
- (エ) 本事業の成果を受益する有機農業者が5戸以上であるか。
- (オ) 第2(2)の取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

- (ア) 第2(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。
- (イ) 第2(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に2つ以上取り組んでいるか。
- (ウ) 第2(2)の取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に2つ以上取り組んでいるか。
- (エ) 成果目標の増加割合が15%以上であるか。
- (オ) 成果目標の増加割合が20%以上であるか。

本事業及びオーガニックビジネス実践拠点づくり事業の販路確保型の支援について、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは、原則3か年までとする。ただし、当該事業実施主体が取組を実施する地域の範囲を拡大し、かつ、取組内容が異なる場合は、この限りでない。